

平成24年9月1日（土）

於：沼田市中心公民館ホール

一般国道120号改築工事（椎坂バイパス・群馬  
県沼田市利根町園原字雨堤地内）及び

これに伴う市道付替工事

公聴会 速記録

関東地方整備局

# 目 次

1. 開会 .....	1
1. 起業者公述 .....	1
1. 公述人公述 .....	8
1. 閉会 .....	15

## 開 会

○議長（曾雌事業認定調整官） 定刻になりましたので、ただいまから一般国道 120 号改築工事（椎坂バイパス・群馬県沼田市利根町園原字雨堤地内）及びこれに伴う市道付替工事に関する事業認定申請に関する公聴会を開催します。

私は、本日の議長を務めます国土交通省関東地方整備局事業認定調整官の曾雌と申します。よろしくお願いいたします。

本公聴会は、土地収用法第 23 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年 3 月 30 日付けで、起業者である群馬県から申請がありました事業の認定の申請について開催するものでありまして、今後、事業認定庁として当該申請に係る事業の認定に関する判断をするにあたり、勘案すべき情報を収集することを目的とするものであります。

なお、本公聴会の開催にあたって、注意事項等につきましては、関東地方整備局ホームページに記載しました開催案内に記載しておりますが、本日、会場受付にてお配りいたしました整理券の裏面にも記載しておりますので、御一読いただき、遵守されますようお願いいたします。これを遵守いただけない場合には、議長より退場を命じることがあります。

また、状況によっては、やむを得ず公聴会を打ち切らざるを得ないこともありますので、あらかじめ御了承ください。

## 起業者公述

○議長 それでは、まず最初に、本件事業の起業者に公述をしていただきます。

起業者、群馬県沼田土木事務所、小野光明さん、富澤臣策さん、高橋哲郎さんは壇上にお上がりになり、起業者席にお着きください。

現在の時刻が 3 時 3 分になります。起業者の公述開始時間は 15 時 5 分からとなります。30 分後の 15 時 35 分までに公述を終了するよう、お願いいたします。

なお、この時刻までに終了されない場合には、公述の中止を命ずることになります。

プロテクターを使用しますので、照明を落としてください。

公述開始時間となりましたので、公述を開始してください。

○起業者（小野） 私は、起業者の群馬県知事、大澤正明の代理人であります群馬県利根沼田県民局沼田土木事務所椎坂バイパス建設係の小野と申します。よろしく申し上げます。

○起業者（富澤） 同じく群馬県沼田土木事務所椎坂バイパス建設係の富澤と申します。よろしく申し上げます。

○起業者（高橋） 同じく群馬県沼田土木事務所用地係の高橋と申します。よろしく願いたいいたします。

○起業者（小野） 本日の公聴会では、一般国道 120 号改築工事（椎坂バイパス・群馬県沼田市利根町園原字雨堤地内）及びこれに伴う市道付替工事に関しまして、事業の目的及び内容について説明し、この事業が土地収用法第 20 条各号の要件を満たしていることを公述してまいりたいと考えております。

公述内容といたしましては、①事業計画の概要、②事業の進捗状況、③事業の整備効果、④事業の環境保全対策等について順に説明させていただきます。

まず①事業計画の概要について説明させていただきます。

一般国道 120 号の概要ですが、本路線は、栃木県日光市を起点として、群馬県利根郡片品村を經由し、沼田市に至る総延長 99.7km の栃木県北西部と群馬県北部を結ぶ幹線道路であり、沿線地域の生活、産業及び経済などを支える重要な役割を担っております。

群馬県内における本路線は、県北部の利根・沼田地域の中核都市であります沼田市の市街地と、同市白沢町及び利根町並びに利根郡片品村の各集落を東西に結ぶ幹線道路であり、災害基本法に基づき、群馬県防災会議が策定した群馬県地域防災計画に基づき、全線にわたって第 1 次から第 3 次までの緊急輸送道路に指定区分されているほか、地域住民の通勤、通学、通院及び買い物など日常を支える重要な生活道路であるとともに、沼田市街地で接続する高速自動車国道関越自動車道新潟線沼田インターチェンジへのアクセス道路としての機能を有しております。

さらに本路線が通過する利根郡片品村及び沼田市利根町には、尾瀬国立公園や吹割の滝をはじめ、数多くの温泉地やスキー場などがあり、これら観光地を結ぶ観光道路としての役割を担っており、観光シーズンともなれば多くの観光客が訪れております。

次に一般国道 120 号改築工事・椎坂バイパスの全体計画の概要について説明いたします。以降、本件事業を椎坂バイパスと呼んで説明させていただきたいと思っております。

なお、椎坂バイパスの位置ですが、一般国道 120 号概要図に示しました椎坂峠のあたり

となります。

また、本路線のうち、椎坂バイパスに係る沼田市利根町大原字沢尻地内の県道日向南郷大原線との交差点から、同市白沢町生枝字西平地内の市道S4090号線との交差点までの延長7105mの区間を現道と呼んで説明させていただきたいと思っております。

現道は、地域住民の日常生活、物資輸送及び観光目的などの道路自動車交通が往来する2車線の道路で、沼田市市街地に存する救急医療機関への搬送ルートにもなっているほか、主要な防災拠点を連絡する第2次緊急輸送道路に指定されております。しかし、現道は、通過する標高793mの椎坂峠は急峻な地形を切り開いた道路であることから、道路構造令第3種第2級の規定値、車道幅員6.5m、曲線半径100m以上、縦断勾配6%以下を満足しておらず、車道幅員6.5m未満の区間が5094mと全体の約7割を占め、曲線半径100m未満の屈曲部が32カ所存在し、縦断勾配も6%を超える区間が2826mと全体の約4割を占めていることなどから、交通の難所となっており、普通車のほか、観光バスをはじめとする大型車の安全かつ円滑な通行を阻害しております。

加えて現道が存する沼田市は、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づく積雪地域並びに寒冷地域に指定されており、冬季においては、交通確保のため、積雪時における除雪や路面凍結防止剤の散布を実施しているものの、除雪後の気温の変化により、路面凍結が顕著で、特に屈曲部や急勾配の区間は滑りやすくなるため、通行車両の安全かつ円滑な交通にも支障を来しております。

この写真は、積雪時の通行状況を示したものです。

これらのことから、現道は、交通事故の危険性が高く、群馬県警察本部及び沼田警察署資料によりますと、県内の本路線で発生した交通事故件数のうち、現道で発生した交通事故件数の占める割合は、平成18年で35.3%、平成19年で35.2%、平成20年で50%、平成21年で50.6%となっており、県内の本路線における現道の延長割合12.3%と比較しても、交通事故の発生率が高いことを示しております。

また、現道の交通事故の発生状況としましては、主に曲線半径の小さい屈曲部や急勾配の区間において、追突や工作物への接触等の事故が毎年発生しており、平成18年から平成21年までの4年間で、人身事故を含む交通事故発生件数は175件です。このうち冬季の交通事故発生件数は93件と約半数を占めているほか、重軽傷者数は49人、うち冬季は19人にのぼっております。

さらに現道は、法面区間が2585mと全体の約3.6割を占め、落石や崩落の危険性のある

箇所が点在していることから、群馬県異常気象時における道路交通の危険予防対策要綱に基づき、異常気象時通行規制区間に指定されております。

法面対策工事も順次実施しておりますが、台風等により、予期できない土砂災害の発生や、連続降雨に伴って通行規制措置をとらざるを得ないのが現状です。

平成 10 年以降では、全面通行止めが 6 回生じております。しかも現道の代替路線は、本路線北側において県道平川横塚線、本路線南側において県道日向南郷大原線、県道沼田大間々線が考えられますが、これらの路線は、2 車線を確保できない車道幅員 5.5m 未満の区間があるゆえ、迂回に時間を要し、異常気象時通行規制区間も抱えていることから、有効な代替路線となり得ておらず、平成 14 年 7 月 10 日には、台風 6 号の影響により、すべての路線が通行止めになったため、現道起点側周辺の沼田市利根町などの集落は孤立状態が 9 時間に及んだことから、地域住民の不安を招いております。

また、現道起点側の周辺地域には救急搬送の受け入れが可能な医療機関がないため、救急搬送を必要とする患者は、沼田市街地にある利根中央病院などに搬送されていますが、利根沼田広域消防本部資料によりますと、沼田市利根町などの管轄する利根沼田広域東消防署における救急搬送車の出動件数は、平成 19 年度で 628 件、平成 20 年度で 611 件、平成 21 年度では 606 件となっており、予期せぬ通行規制により、地域の救急医療活動や災害時における緊急輸送活動への阻害が懸念されております。

以上のことから、幹線道路としての機能はもとより、地域住民の日常を支える生活道路としての機能が著しく低下しており、早急な対応が必要となっております。

このような状況に対応するため、延長 3680m の区間を全体計画区間とする椎坂バイパスが計画されたもので、道路構造令第 3 種第 2 級の規格に基づき、現道拡幅及びトンネル構造を含むバイパス方式による幅員 10.25m の 2 車線道路を整備するものであります。

なお、椎坂バイパスのルート決定にあたりましては、路線延長最短ルート案、トンネル延長最短ルート案及び中間ルート案の 3 案を選定し、比較したところ、中間ルート案は、路線延長及びトンネル延長が他案と比べると中位であり、総つぶれ地面積は多いものの、土地利用度の高い宅地のつぶれ地は少なく、支障物件は、すみかが支障とならないことから、地域住民に与える影響が比較的小さいと考えられます。

また、トンネル工事で障害となる地質は分布しておらず、地形の改変も少ないことから施工性にも優れております。事業費についても最も低額であり、社会的、技術的及び経済的に見て有利な点が多く、合理的な計画といえることから、中間ルート案を決定いたしま

した。

続きまして、事業認定の申請に係る起業地の概要について説明いたします。

今回、事業認定に申請しました起業地は、椎坂バイパス全体計画区間延長 3680mのうち、既に用地取得が完了している起点の沼田市利根町大原字沢尻地内から同市利根町園原字雨堤地内の現道との分岐点までの延長 699mの区間及び同市利根町園原字雨堤地内の現道との交差点から終点の同市白沢町生枝字西平地内までの延長 2731mの区間を除いた同市利根町園原字雨堤地内の現道との分岐点から再び現道と交差するまでの延長 250mを起業地区間としており、図で示す黄色い区間となっております。

また、椎坂バイパスの施工にあたり、沼田市利根町園原字雨堤地内においては、バイパスと現道が交差することになりますが、高低差が生じることから、取付道路を設置し、現道の通行及びバイパスへの流出入を確保するものであります。

なお、バイパス北側の取付道路については、既存の道路敷を活用することから、用地取得の必要がないため、南側の取付道路のみを起業地に含めております。

さらに椎坂バイパスの施工にあたり、市道 T3089 号線が遮断されることから、従来の機能維持を図るため、バイパス南側の盛土法面に沿って必要最小限の範囲で市道 T3089 号線の付替工事を関連事業として施工するものです。

起業地の計画諸元としましては、バイパス本線は、道路構造令第 3 種第 2 級の規格に基づき、設計速度時速 50km とした 2 車線道路として幅員 10.25m、うち車道幅員を 6.5m、歩道は片側のみで幅員 2.5m で計画しております。

また、取付道路は、道路構造令第 3 種第 4 級の規格に基づき、設計速度時速 20km とした 2 車線道路として幅員 7 m、うち車道幅員を 5.5m で計画しました。

さらに付替市道 T3089 号線の計画幅員につきましては、現道幅員の 2 m を維持するものといたしました。

○起業者（富澤） 次に、②事業の進捗状況について説明いたします。

椎坂バイパスは、平成 20 年度から用地取得に着手し、平成 21 年度から工事着手を行いました。

延長 1653m の 2 号トンネルは、平成 23 年 5 月に貫通し、平成 24 年 1 月に本体工事が完成しました。

延長 510m の 1 号トンネルは、平成 24 年 5 月に貫通したところであります。

現在、1 号トンネルの覆工工事や 2 号トンネルの舗装工事を実施しているところであり、

今後、両トンネルの管理設備工事を行った後、平成 26 年秋の全線供用開始に向けて鋭意事業を実施しております。

なお、これまでの工事の実施にあたりましては、それぞれの段階におきまして工事説明を開催したり、地元住民を対象とした現場説明会など工事内容の周知に努めてまいりました。

続きまして、事業認定の申請に係る起業地の用地取得状況としましては、任意による用地交渉を進めてきた結果、多くの地権者の皆様方の御協力を得て、現在、起業地に必要な土地の面積は 9870m<sup>2</sup>のうち 50.9%にあたる 5020m<sup>2</sup>、土地所有者及び関係人は 7 名のうち 6 名の方と協議が成立し、用地取得を完了しております。残る未取得用地につきましては、残念ながら御協力が得られない状況でございます。

一方、椎坂バイパスの早期完成は、地元の沼田市長などにより結成された一般国道 120 号線整備改良促進期成同盟会からも強く要望されております。

これらのことを踏まえまして、起業者である群馬県は、平成 24 年 2 月 19 日に土地収用法第 15 条の 14 に基づく事前説明会を実施し、同年 3 月 30 日に国土交通省関東地方整備局長あてに事業の認定の申請を行いました。今後も引き続き交渉を継続して任意で御協力いただけるよう努めてまいります。

続きまして、③事業の整備効果について説明させていただきたいと思っております。

椎坂バイパスが完成しますと、平成 42 年の計画交通量は 1 日当たり 7900 台に十分対応した道路構造令第 3 種第 2 級の規定値を満足する幅員、線形及び縦断勾配を確保した 2 車線のバイパスが整備され、幹線道路及び生活道路としての機能が向上し、現道を通行する自動車交通はバイパスに転換され、交通事故の危険性の軽減が図られることとなります。

また、沿道の落石や崩壊の危険性のある箇所が点在する法面区間を回避した異常気象時の通行規制区間の指定を受けないバイパスルートが確保されることから、周辺集落の孤立化の防止及び救急搬送ルートや緊急輸送道路としての信頼性が向上し、安全かつ円滑な交通の確保と地域の発展に大きく寄与するものであります。

加えてバイパスの走行時間としては、通常時で 4 分、冬季積雪時で 6 分となり、現道を通過した場合には、通常時で 13 分、冬季積雪時で 25 分かかるところを、それぞれ 9 分、19 分の時間短縮が見込まれ、沼田市利根町に存する利根沼田広域東消防署から沼田市街地の緊急搬送を受け入れる救急医療機関である利根沼田中央病院までの救急搬送に要する時間が通常時で 9 分短縮され、47 分となることから、地域の救急医療活動にも大きく貢献で

きるものであります。

また、椎坂バイパスは、群馬県が策定しました「はばたけ群馬県土整備プラン」において、群馬の将来像として掲げています自然と共生し、未来に向けて持続的にはばたける地域を実現するための取り組みの1つであります群馬がはばたくための7つの交通軸構想の中で、尾瀬軸の強化を担う主要な道路事業として位置づけています。

最後に、④事業の環境保全対策等について説明いたします。

椎坂バイパスは、環境影響評価法及び群馬県環境影響評価条例等で規定する環境影響評価の実施対象外の事業ですが、起業者である群馬県は、生活環境及び自然環境に及ぼす影響の程度を把握するため、任意に環境調査等を行っております。

環境調査等の結果、自動車の走行に起因する大気質、騒音及び振動については、環境基準等を満たすことが予測されております。

さらに希少な動植物については、調査の結果、椎坂バイパスのルート上及びその周辺において、国内希少動植物種であるクマタカ及びオオタカ等の猛禽類、特別天然記念物であるニホンカモシカ、群馬県の絶滅のおそれのある野生動物リストに準絶滅危惧として掲載されているサワガニ及び絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシュンランの生息及び生育が確認されています。

このうちクマタカ及びオオタカ等の猛禽類については、調査を行った結果、工事箇所から営巣木まで十分な距離があり、地形的にも尾根があり、営巣木から工事箇所が直視できないことから、工事の影響は小さいと想定されたため工事に着手しており、工事中の調査においても影響は見受けられないことから、今後も継続してモニタリング調査を行い、必要に応じて保全対策を検討するものとしております。

ニホンカモシカについては、椎坂バイパスの大部分の区間は現道拡幅とトンネル構造のバイパスからなるため、生息環境は現状と変わらず、残る盛土構造のバイパス区間についても、交差する沢部に設けたボックスカルバートを移動経路とすることが可能であることから、ニホンカモシカの行動圏を著しく狭めることはないものと考えております。

サワガニについては、生息環境である沢部のボックスカルバート等の工事の際には、濁水処理を行うとともに、ボックスカルバート内部には生物がかくれやすいよう、現地で発生した石を再利用したくぼみを設けることで生息環境の維持に努めております。

シュンランについては、一部の個体は既に移植を行っており、移植後のモニタリング調査においても良好に生育していることを確認しております。残る個体についても、生育環

境として良好な近傍のシュンランの生育地へ移植し、移植後においてはモニタリング調査を実施する予定です。

加えて椎坂バイパスの大半の区間はトンネル構造となるため、改変、影響面積は少なく抑えられていることから、自然環境に与える影響は小さいと予測しております。

なお、史跡・文化財等については、椎坂バイパスのルート上には存在しておりませんが、起点側周辺地に文化財保護法による周知の文化財包蔵地が存在していることから、群馬県教育委員会と協議した上で、本事業のルート起点部で試掘、確認調査を実施しましたが、遺構・遺物は確認されておりません。

○起業者（小野） 以上、一般国道 120 号改築工事（椎坂バイパス・群馬県沼田市利根町園原字雨堤地内）及びこれに伴う市道付替工事の目的と内容について説明してまいりました。

当該事業は、土地収用法第 3 条第 1 号に該当する事業であること、起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有していること、本事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与すること、土地を収用し、また使用する公益上の必要があることから、土地収用法第 20 条各号の要件をすべて満たしているものと考えております。

また、椎坂バイパスの早期完成を求める地元の声に応えるためにも、事業の円滑な推進が必要であり、できる限り早期に事業認定がなされることを希望しております。

これで起業者の公述を終わります。

ありがとうございました。

○議長 どうもありがとうございました。

照明を戻してください。

では起業者の方は降壇をしていただきたいと思います。

#### 公述人公述

○議長 次の公述は、公述人の新井孝一さんからいただくことといたします。

現在の時刻が手元の時計で 3 時 32 分でございますので、新井さんのほうは壇上にお上がりになり、公述の準備をお願いいたします。

それでは、公述人、新井孝一さんから公述をいただきます。現在の時刻が 15 時 34 分でございますので、手元の時計でございますけれども、一応 30 分ということでございます

ので、35分から開始をさせていただきます。30分後ということで16時5分までということで公述をお願いいたします。

もしこの中で公述をされない場合については、公述の中止を命じることになりますので、よろしくをお願いいたします。私のほうからどうぞということでお話しますので、少々お待ちください。

新井さん、起業者のほうに質問もされますね。

○新井公述人 そんな暇ないですから。

○議長 御意見をお話するという形でいいですか。

○新井公述人 質問したら答えなければならないでしょう。それでは時間を食っちゃうではないですか。

○議長 わかりました。

では公述の開始時間になりましたので、公述を開始してください。

○新井公述人 残り250mの約1600坪を用地買収強制収用の手続をされてしまった新井と申します。

この件につきまして、この強制収用については憲法違反であるということで、きょうは話したいと思います。

起業者の方と関東地整の方は、私の公述申出書のコピーなどを持っていると思うので、内容についてはわかっていると思いますので、この内容についてはポイントだけ補足していきたいと思います。

まず憲法違反ということですが、憲法第29条1項に、「財産権は、これを侵してはならない」というのがあります。

私の土地収用法の適用について、どういう手続をしたかと言いますと、私はことしの4月24日まで沼田土木事務所の用地係長、高橋氏と1回も面談をしたことがありません。関東及び関西方面の1都9県の用地担当者に、この高橋氏の土地収用法についての手続について質問したところ、そのようなやり方は異例中の異例であると言って皆さん、私の電話に食いついていただき、各県とも私の携帯電話の電話料金でかけたのですが、2時間、3時間と聞いてくれまして、もう1回、その土地収用法における事業認定の申請というめったに引かない伝家の宝刀を抜いてしまった高橋氏の名前について、約3分の2の都道府県の方が、もう一度沼田土木事務所の誰でしたかと聞き返すほどの関心の持ちようでした。

それはなぜかと言いますと、土地収用法というのは、埼玉県の主幹の方に聞いた場合は、

まず土地所有者に対して 40 回も 50 回もお願いしに行って、それでもだめであれば事業認定の申請という手順をしますよ、その土地所有者に事業認定の申請をしますよと告げた後に、関東地整なら関東地整のほうへ申請をすると、どの都道府県もそう言うておりました。

私の場合は 4 月 24 日まで沼田土木事務所用地高橋係長には顔も見たことも会ったこともありません。電話でしゃべっただけであります。もちろん交渉もしてありません。

交渉を 40 回、50 回と繰り返して、それでもだめであれば土地収用法に入るとというのがどこの県の話でも一般的な話でした。高橋係長のように、私と 1 回も面識もないのに、土地収用法の事業認定をするということは、愛知県の用地担当の方は、ちょっと耳が痛い話ですが、義務づけられてないのですよ、新井さんと、土地収用法では何をやってもかまわない、そういう人にかくれて秘密裏にどんどん進めていってもかまわないという見解をしたのは、さすがたけている名古屋の方がそういうちょっと耳の痛い話をしたほかは、異例中の異例だということで、そういう土地収用法の手続をしているところはないでしょうと言っておりました。

沼田土木事務所の高橋氏は、年度末になったら、うちの父親に、3 月の頭まではうちの父親が全部の田畑の所有者でしたが、余りに危険なため、私がすべての生前贈与を行って、今は実家の田畑、山林、建物まですべて私の名義になっております。うちの父親は認知症で要介護であり、78 歳という高齢であり、なおかつニトログリセリンをなめているような狭心症の状態であり、この間も救急車で搬送されたような状態の人間であります。

事業認定の申請をする前に事前説明会というのがあるらしいのですが、それを私は再三にわたり、私は渋川に住んでいますが、渋川の実家へも、父親に送ったものと同じものを送るよにと言っているもかかわらず、全く送ってこない、連絡もしてこない。こっちから電話をしてみれば、沼田県民局から 4 名、土木事務所から 5 名、沼田市役所から 4 名、計 13 名で、では出席する人は何名いるのですかと言ったら、うちの父親、認知症でニトロをなめて 78 歳の高齢の父親 1 人対いぶし銀のプロフェッショナル 13 人でつるしあげて、うちの先祖伝来の土地、ここに地券書もありますが、一部しか持ってきませんでした、明治 14 年 9 月 26 日、これが大日本帝国政府の発行した当時の地券であります。こういうのがうちには何枚もありますが、昔は、ばくちなどをしていろいろやたらうちの先祖は元気がよかったらしくて、あの辺一帯全部 5 町歩ぐらいはうちの土地でしたが、今は土木にも、今回で 6 回目の買収をかけられ、あとは使えないような土地ばかり残ってしまいました。

私はこの土地の 10 代目であり、墓守りでありますので、こんな明治はもとより、この地権は明治時代にできたものですが、江戸時代から守り継がれてきたそういう畑や田んぼを二束三文で手放すわけにはいきません。

今までの価格を見てみると、八ツ場ダムに伴う岩島地区の田畑の約 100 分の 1 であります。もし私が契約するとしたら、その岩島地区の、反対運動も何もしていない棚からぼた餅という感じで、付替 145 号線を岩島地区に今つくっています、そこが八ツ場ダムの現地の田畑より 3 万円ほど高い、3 万円高いといったって、3 万円というだけで田畑だから十分なんですけれども、私们的場合は 3 万円どころではありませんから、もうはっきり言わせてもらえば、そんな先祖代々の大事な土地を岩島地区ごときの 3 分の 1 ぐらいにはしてもらわないと話にならないと思います。

それがだめであれば、地上権の設定契約、あるいは賃借権の設定契約で 30 年間とか、あとはいろいろあって話が終わりませんが、不始末がいろいろあり過ぎるので、これを全部きれいにしてもらわないとならないので、不動産の所有権移転、登記の完了について、昭和 49 年 11 月 22 日、群馬県土木部用地課長、新井ケン殿、新井ケン殿というのはうちの祖父であります。そしてこれは完了した土地の番地がすべて記載されておりますが、一番下の 2001 の 3 番地、515m<sup>2</sup>、これだけは元の建設省の名義になっておりますが、ほかの完了したと書いてある 1945 の 2 から 1954 の 1 まですべて完了しておりません。私の名義です。ここにも私の登記簿は持ってきておりますが、そんなものを見せてもしようがないのでいいのですけれども、これを用地係長の高橋氏に言ったところ、寄附してくださいとか言っておりましたので、何ふざけたことを言っているのだと私は怒りました。

また、この中で 1949 の 1 からいきなりとんで 2001 の 3 にいってしまっていますが、この間には 2000 番地台がうちは存在していましたが、そこは分筆もしないで道路をつくってしまいました。今、沼田法務局と富岡と、太田と、伊勢崎と兼務しているグロップという会社の元登記官の民間に天下りをした人に聞いてみましたところ、昔はそういうやり方でやっていた。現職の登記官であればそんなことは言えないのですが、もう民間に下ってしまったのでざっくばらんに、全部あらゆる手法を私に教えてくれました。

その方法は、分筆しなくても、例えばこれ一番下が 2001 の 3 であります。そうすると、それより日光方面が 2000 番台になります。その 2000 番台を分筆しないでやるとしたら、昔の人は、この昭和 49 年代ぐらいの前後の人は、2001 の 3 番地先道路というふうにして登記官と協定を結んでいて、それを分筆したと認めて道路をつくってしまったのです。

というわけで2001の3番地以外はすべて未登記であります。私の名義でありますので、51年分の賃借料をいただきたいと思います。私の先ほどの言った八ツ場ダムに伴う岩島地区、八ツ場ダムと岩島地区は10kmぐらい離れております。それなのに八ツ場ダムに伴う145号付替道路になっております。その先については渋川までつながるそうですが、さすがに八ツ場ダムとはつけられず、価格はがっくり下がってしまうそうです。

とにかく不始末がここで数えると少なくとも7つあります。

憲法29条1項、先ほど言いましたように、財産権の侵害、私は警察本部のほうへ用事があった、4月21日に警察本部へ行きました。そして北側の元検察庁があった砂利の駐車場に車を止めて、警察本部の用を済ませ、車に戻り、そういえば最近、用地の高橋係長から私の名義になった途端何の連絡も来ないなと思っていたところ、私が何か殺気がして、高橋係長に電話をしました。すると高橋係長は、いとも簡単に淡々と、軽々しく「3月30日に事業認定の申請をしましたよ」と言っただけでした。私に1回も顔を見せたことがない状態で、先ほども言いましたが、そういうことはどこの県もやっておりません。また、県内の土木事務所に聞いてみても、やっていると言えるところはありません。それは違憲になってしまったり、違法になってしまうからです。

幾ら土地収用法に義務づけられてないとしても、最高法規である憲法に違反すれば、それは憲法違反であり、憲法違反の訴訟を起こさなければなりません。用地高橋係長は、私に会ったこともなく、私のほうから、私が生前贈与を自分から自らしましたよと言って、高橋係長は法務局へ行き、登記簿を取って、そして私のところへ、「あっ、新井さんに名義が変わっていますね」とその電話をかけてきたきり、全く一切連絡も文書もよこしておりません。もちろん顔も合わせたことはありません。4月21日に、私のほうから、先ほどの駐車場から電話して、はじめて3月30日に関東地整へ申請してしまいましたよなんて言っている状態ですから、これは完全な23年度予算に関わる勇み足というしか思いとれません。

3月30日に申請しますと、3カ月後の6月30日に事業認定が、普通であれば、異常でない限り、私も見て、特に異常なところはないので、崩れたとか、落盤事故を起こしたとか、強いて言えば、トンネルの出口から私の実家まで100mしかないのに、今でさえ120号と並行にうちが建っていますが、冬になるとスピンしてガードレールに激突して車が突っ込んでいきます。それが今度は角度がついてトンネルを出てからすぐ100mで実家の前を通っていくわけです。そうしますと、冬はもちろん夏でも、私の父などは、片品方面から

ウインカーを出して右折して駐車場に入ろうとしたところ、オートバイが勘違いして抜かしてくれといったと思ったらしくて、うちの父親の車の車底部に突っ込んできたことがあったり、庭に置いてあった自動販売機を壊されてしまったり、そういう事故がいっぱい起きております。そういうので設計すると、瑕疵管理とか、瑕疵物件とか、瑕疵設計とか、そういうふうに言われますから、もう最初から言うておきますけれども、隣接構造物がある場合は設計してはならないというふうに決まっておりますから、それは憲法ではありませんけれども。

話は戻りますけれども、21日に電話して、3月30日に、それは土曜日でした。それで日曜日を挟んで4月22日、4月23日の月曜日はちょっと用事があって、4月24日に県土整備部の道路整備課の佐藤さんに電話したところ、もう利根県民局に公示が掲示してありますよという話で、高橋係長から聞いていませんですかと言われたので、いや、全くそんなの聞いていませんよ。聞いているどころか申請したことも聞いていませんと私は佐藤さんに答えました。それが4月24日です。

そして4月24日に実家へ介護がてら帰り、夕方、利根町県民局のほうへ行って見たところ、確かに公示日が4月18日から5月2日までと書いてありました。その間に私が反対というか、抗議の意見書、あるいは今回、開催している公聴会の申請をしないと、私の権利は失権してしまうということが書かれていました。

既にはじめて用地高橋係長から3月30日に申請したよと私のほうから電話をして聞いたのが4月21日であります。公示されて、掲示にされていたのが4月18日ですから、もう3日もたってから聞いたのであります。そしてそのあと4月24日、ゴールデンウィーク直前でありました。もしここで私がああとき警察本部に行かず、殺気がしないでそのままにしていたら、ゴールデンウィークに入ってしまう、県土整備部も閉庁日でありますから警備員しか出ませんし、出るとしたら、5月1日と2日しか県庁に電話しても何も聞くことができなかつたのであります。

そういうことで、できなかつたということは、今の場にも、ここにもいなかつたというでありますから、もうこれはいわゆる横取りされるというか、これは強制手続でありますから、通常逮捕の場合に逮捕状をちゃんと相手に発布して逮捕しなければなりません、高橋係長の場合は、何も私に告げず、1回も交渉もしたこともなく、1回も会ったこともないのに、伝家の宝刀を、強制手続、事業申請の認定をしたのであります。これは完璧な憲法29条1項の財産権の侵害にあたります。2項、3項については、公共の福祉の益を、

適正な補償ということが書いてありますが、そんな公共の福祉に適合なんていうことは、まだまだそこまでいく段階の話ではありません。もう事業認定をしたその手続が違法であるかどうかを裁判で争うしかないのです、私もきのうは1時まで刑事手続で眠っていませんので、しゃべることの準備も何もしてこないできょうは来ました。ぶっつけ本番で今しゃべっていますから、自分で何を言っているのかわかりませんが、弁護士に聞けば、これは95%勝てますね。違憲裁判で勝てますと言われております。

ぜひとも岩島地区の3分の1でやってもらえば、関東地整の方が建政部や河川の会計のほうへ聞いてもらえば、岩島地区の田畑が幾らで取引されたか、損失補償基準書というものを私も吾妻に4年勤めておりましたから、そればかり気になってパトロールしておりました。

ここにも簡単にした表がありますけれども、具体的には金額は言いませんが、沼田のそこから辺の土地が買えちゃうような金額であります。

法の下での平等にも反しますし、土地の上物に何をつくろうが、ダムをつくろうが、道をつくろうが、高規格道路をつくろうが、先祖伝来の土地を取られる我々としては、何をつくられても取られることには変わりがありませんので、さらに先ほど起業者の方から言われたように、観光には最高の貢献をしますし、医療の面でも、救急搬送がいつものように自宅の前を救急車が通っていますので、医療面でも大変10人いれば、死ぬ方が3人でも4人でも助かると思います。トンネルができれば。しかし、手続がおかしいから、これは絶対に私は最後まで闘いますので、ほかの1都9県に聞いてみますと、4年はかかると言われております。皆さんに御迷惑をかけないのであれば、用地高橋係長は関東地方整備局とよく調整を取って、また八ツ場ダムの関係のほうに、この損失補償基準書というのが八ツ場ダムのほうにありますので、岩島地区なんか八ツ場ダムから10kmも離れて運動も何もしていない棚からぼた餅でついた金額で、これは長野原町民も非常に怒っている1件あります。ストップ八ツ場の会とか、弁護士さんとか、私の知っている弁護士さんとかみんな言っていますが、もう長野原町民は、この岩島地区が余りにも高いので怒っているぐらい高いぐらいです。しかしそこまで高くつけているところがあるのであれば、私もそこまで高くとは言いませんが、今までの不始末を取り返すためにも3分の1ぐらいはつけてもらいたいと思います。3分の1つけてもらえないのであれば、51年分の7筆約1000m<sup>2</sup>以上あると思いますが、その賃借料をいただきたいと思います。その賃借料は、1月30万円だとすると、51年で2億2000万ぐらいになるのではないですか。私もいっぱいひん

曲がったので計算してみましたが、そのくらいになりますね。そうしたら高橋係長が何を言ったかと言うと、寄附してくださいなんて言いました。

○議長 今、公述をいただいておりますけれども、一応 30 分ということで当初、お話しさせていただきました。今、30 分を経過しましたので、最後に一言だけ締めという形でもしあれば一言お願いします。

○新井公述人 岩島地区の 3 分の 1 でなければ私は最後の行政代執行まではんこを押しません。

以上です。

○議長 どうもありがとうございました。

新井さんのほうは降壇をしていただきたいと思います。

ではこれで予定をしておりました公述はすべて終了いたしました。

一般国道 120 号改築工事（椎坂バイパス・群馬県沼田市利根町園原字雨堤地内）及びこれに伴う市道付替工事に関する事業認定申請に係る公聴会を終了いたしたいと思います。

なお、新聞広告等で、平成 24 年 8 月 31 日及び 9 月 1 日の 2 日間において公述を希望される方を募集させていただきましたが、今回、申し出のあった公述の件数等の都合によりまして、本公聴会は本日のみの開催とさせていただきました。

公聴会の円滑な進行に御協力いただきましてまことにありがとうございました。

会場の管理の都合がございますので、公述人の方及び傍聴人の方々は速やかに退場をお願いいたします。

どうもありがとうございました。

閉 会